

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月11日

【四半期会計期間】 第116期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

【会社名】 リンテック株式会社

【英訳名】 LINTEC Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 大内 昭彦

【本店の所在の場所】 東京都板橋区本町23番23号

【電話番号】 東京(5248)7711(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部長 小川 純一

【最寄りの連絡場所】 東京都板橋区本町23番23号

【電話番号】 東京(5248)7711(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部長 小川 純一

【縦覧に供する場所】 リンテック株式会社 大阪支店
(大阪府大阪市西区新町一丁目4番24号)

リンテック株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市中区丸の内三丁目14番16号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第115期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第116期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第115期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売上高 (百万円)	52,989	40,955	194,901
経常利益 (百万円)	3,558	1,171	5,654
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,288	619	3,391
純資産額 (百万円)	118,523	115,623	113,930
総資産額 (百万円)	203,085	175,870	172,854
1株当たり純資産額 (円)	1,557.37	1,519.76	1,497.58
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	30.28	8.20	44.87
潜在株式調整後1株当 り四半期(当期)純利益 (円)	30.27	8.19	44.86
自己資本比率 (%)	58.0	65.3	65.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	228	3,542	12,979
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,307	2,999	9,752
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,617	875	2,300
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	15,689	15,322	15,370
従業員数 (名)	3,903	4,056	3,987

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間における、重要な関係会社の異動は以下のとおりです。

(1) 除外

投資子会社であったTAIWAN LINTEC HOLDING, INC.は当社グループの意思決定の迅速化等、さらなる経営効率化のため解散し清算が完了しました。これにより同社の子会社であったLINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES(TAIWAN), INC.およびLINTEC SPECIALITY FILMS(TAIWAN), INC.は当社の直接保有の子会社となりました。

また、米国における子会社の再編に伴い、LINTEC RESEARCH BOSTON, INC.がLINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES(USA), INC.に統合されました。なお、投資子会社であるLINTEC OF AMERICA, INC.はLINTEC USA HOLDING, INC.に商号の変更をしました。また、LINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES(USA), INC.は新たにLINTEC OF AMERICA, INC.に商号の変更をしました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	4,056
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	2,493
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
粘着関連事業	24,484	20.4
紙関連事業	10,435	24.5
合計	34,919	21.7

- (注) 1 セグメント間およびセグメント内の取引が多様で、各セグメントの生産高を正確に算出することが困難であるため、概算金額を表示しております。また、セグメント間の内部振替高に伴う生産高を含めております。
 2 金額は、製造原価によっております。
 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

製品及び商品の大部分が受注即出荷となりますので、受注状況は販売実績とほぼ同じであります。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
粘着関連事業	31,361	22.4
紙関連事業	9,593	23.7
合計	40,955	22.7

- (注) 1 金額の表示には、消費税等は含まれておりません。
 2 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
住友化学(株)	7,348	13.9	6,741	16.5

2 【事業等のリスク】

当四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間における世界経済は、昨年秋以降の急激な悪化が前第4四半期連結会計期間を底に、在庫調整の進展、各国政府による景気刺激策の効果などもあり下げ止まりの兆しが見られました。しかしながら、米国、欧州の経済は悪化に歯止めが掛かり始めたものの個人消費、住宅着工件数等は依然低調に推移しており、本格的な景気回復には相当の時間を要すると思われれます。また、わが国においても政府による経済対策、中国の景気刺激策に伴う需要増加などによる景気の底入れ感はあるものの、雇用不安、給与水準の低迷により回復の度合いは総じて厳しいものとなりました。

このような厳しい経営環境のもと、当社グループは売り上げの確保と人件費を始めとする固定費の圧縮、原燃料コストの削減など聖域なきコスト削減に努め利益の確保を図ってきました。

販売面においては、液晶関連製品、半導体関連製品、電子部品関連製品が当第1四半期連結会計期間に入り回復しつつあるものの、全体としては依然として厳しい状況での推移となったほか、円高に伴う海外子会社の円貨換算額が目減りしました。また、利益面においては、コスト削減の効果はあったものの、前連結会計年度末における在庫評価金額が前第4四半期連結会計期間の操業低下により多額になったことによる影響や円高に伴う海外子会社の円貨換算額が目減りが利益を圧迫しました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は40,955百万円(前年同期比22.7%減)、営業利益は962百万円(同75.4%減)、経常利益は1,171百万円(同67.1%減)、四半期純利益は619百万円(同72.9%減)となりました。

事業の種類別セグメントの概要は、以下のとおりであります。

(粘着関連事業)

印刷用粘・接着素材は、食品、ハウスホールド業界向けの生活用品関連が堅調に推移し、自動車、弱電業界向けが回復傾向にあるものの、全体としては厳しい状況が続き、前年同期に比べ減少となりました。産業工材関連製品は、太陽電池用バックシートが、欧州市場における需要低迷の影響により伸長が鈍化したほか、建築・自動車関連製品が依然低調であり、前年同期に比べ減少となりました。

液晶関連粘着製品、PDP関連粘着製品は、在庫調整の進展、中国および日本における内需振興策の効果により需要が急回復しているものの、好調であった前年同期に比べ大幅な減少となりました。半導体関連粘着製品は、在庫調整の進展、需要の回復があるものの、依然低調な推移となり、前年同期に比べ減少となりました。また、半導体関連装置は、半導体メーカーの設備投資が回復に至らず、前年同期に比べ減少となりました。

以上の結果、当事業全体の売上高は31,361百万円(前年同期比22.4%減)、営業利益は214百万円(同93.0%減)となりました。

(紙関連事業)

洋紙製品は、景気低迷により主力の封筒用紙や建材、工業用関連製品の需要が大きく落ち込み、前年同期に比べ減少となりました。加工材製品は、主力の剥離紙および光学用剥離フィルムや電子部品製造用コートフィルムが回復基調にあるものの低調な推移となり、前年同期に比べ減少となりました。

以上の結果、当事業全体の売上高は9,593百万円(前年同期比23.7%減)、営業利益は741百万円(同12.3%減)となりました。

所在地別セグメントの概要は、以下のとおりであります。

(日本)

国内における内需振興策の効果により液晶関連粘着製品や半導体関連粘着製品を中心に需要が回復してきているものの、前年同期と比べると大幅な減少となりました。

以上の結果、売上高は33,760百万円(前年同期比20.4%減)、営業利益は442百万円(同78.8%減)となりました。

(アジア)

中国国内の景気刺激策の効果はあったものの景気悪化の影響を大きく受け、前年同期と比べると半導体関連製品などを中心に大幅な減少となりました。

以上の結果、売上高は4,762百万円(前年同期比37.9%減)、営業利益は543百万円(同60.7%減)となりました。

(その他)

太陽電池用バックシートが需要低迷の影響により伸長が鈍化したことや自動車関連粘着製品及び半導体関連製品が減少したことなどにより、結果、売上高は2,431百万円(前年同期比16.0%減)、営業利益は71百万円(同81.8%減)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は175,870百万円となり、前連結会計年度末に比べて3,016百万円の増加となりました。

流動資産は、売上高の増加に伴い売上債権が増加したことなどにより、3,296百万円の増加となりました。固定資産は、280百万円の減少となりました。

負債は、売上高の増加に伴い原材料の購入増加により仕入債務が増加したことなどにより、1,323百万円の増加となりました。

純資産は、115,623百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,692百万円の増加となりました。

(3) キャッシュフローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は15,322百万円となり、前第1四半期連結会計期間末に比べ、367百万円の減少(前年同期比2.3%減)となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前第1四半期連結会計期間に比較して、3,314百万円増加の3,542百万円となりました。主な増加要因は以下のとおりです。

・ 棚卸資産の増減額の増加	4,434百万円
・ 仕入債務の増減額の増加	2,000百万円

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、前第1四半期連結会計期間に比較して1,308百万円増加の2,999百万円となりました。主な増加要因は以下のとおりです。

・ 有形固定資産の取得による支出の減少	1,286百万円
---------------------	----------

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、前第1四半期連結会計期間に比較して、4,493百万円減少の875百万円となりました。主な減少要因は以下のとおりです。

・ 短期借入金の増減額の減少	4,982百万円
----------------	----------

(4) 事業上及び財政上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた問題はありません。

なお、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第118条第3号口(2)）の一つとして、以下の または に該当する買付またはその提案（以下、このような買付行為等を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）への対応方針として、いわゆる「事前警告型防衛策」を導入しております。

当社が発行する株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付

当社が発行する株券等について、公開買付け後の公開買付者の株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

1. 大規模買付ルールに対する当社の基本的な考え方

当社取締役会は、大規模買付行為がなされた場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様ご判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、その前提として、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するためには、大規模買付者および当社取締役会双方からの適切な情報提供が不可欠であると考えます。逆に、株主の皆様が不十分な情報しか提供されないまま、大規模買付行為に応じるか否かの判断を迫られるような事態に陥ることは、株主共同の利益に反するものと考えます。

なかでも大規模買付行為が当社に与える影響や、大規模買付者が考える将来の経営方針や事業計画の内容等は、当社株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるかどうかを検討するうえで重要な判断材料であると考えますし、同様に、当社取締役会が大規模買付行為について評価、検討を行ったうえでどのような意見を有しているかということも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料になると考えます。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立脚し、株主の皆様が大規模買付者および当社取締役会双方からの適切な情報提供と、判断するための十分な時間を確保するため、自下記「3. 大規模買付ルールの内容」で後述する「大規模買付ルール」を設定・開示し、大規模買付者に対して「大規模買付ルール」の遵守を求めるとともに、「大規模買付ルール」が遵守されない場合には、大規模買付者を株主共同の利益を害する者と判断し、当社取締役会として必要な対抗措置を講じる方針です。

2. 当社グループの企業価値の向上のために行う取り組み

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループの経営理念は、社名の「リンテック」すなわち"リンテージ(結合)"と"テクノロジー"、および社は「至誠と創造」に裏付けされる人の和、技術開発力を基軸とし、国内・海外の業界において、誰からも信頼される力強い躍動感あふれる会社として社会に貢献し、株主各位・顧客・社員家族の期待にこたえる斬新な経営を推進するというものであります。

当社グループは、「粘・接着応用技術」「材料改質・機能化技術」「特殊紙・加工材製造技術」「システム化技術」という四つの固有技術を基盤とし、さらにそれらを高次元で融合させることによって、より差別化された独自性の高い製品創りを進めてまいります。また、高い倫理観のもと、CSRの精神を徹底し、社会から信頼される会社たるべく邁進してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは2008年4月より2011年3月を最終年度とする中期経営計画“LIP-”を推進してまいりましたが、世界的な金融危機が实体经济に影響を及ぼし、昨年秋以降、当社グループを取り巻く事業環境も急激に悪化し、2008年度の業績は当初計画を大きく下回る結果となりました。

この厳しい状況は次期以降も続く予想され、“LIP-”策定時に想定した数値目標の達成は極めて困難であると判断し、経営環境の先行きが見通せるまでの間、単年度毎に経営計画を策定し、その達成に努めてまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略と会社の対処すべき課題

当社グループは“LIP-”において「飽くなきイノベーションに挑戦し、持続的成長と収益基盤の拡大を目指す」という指針を掲げており、昨年来の経済環境の急激な悪化の中にあつて、当社グループがさらに飛躍するためにこの指針に沿って諸施策を実施してまいります。

2009年度は、“難局に立ち向かう年”というスローガンのもと、「抜本的な体質改善」、「情報基盤の整備」、「次なる飛躍への布石」を行う年と位置づけ、次の課題に重点的に取り組みます。

抜本的な体質改善

短期的な利益確保のための対策に留まらず、ぜい肉をそぎ落とし力強いリーンな（引き締まった）体質への変革を目指し、経営資源の選択と集中など中長期的な視点に立ち、品質・コストにおける競争力の強化のための諸施策を実施します。

- ・設備投資戦略の見直し
- ・新鋭設備への生産集約と老朽設備の停機・廃棄の加速
- ・人員規模の適正化
- ・物流体制の見直し、効率化

情報基盤の整備

迅速な経営判断と業務改革を支える情報基盤を整備し、「円滑な事業運営の実現」、「業務品質の向上とマンパワー依存からの脱却」、「顧客サービスのさらなる向上」の実現を目指します。

- ・円滑な事業運営実現の為にタイムリーで精度の高い情報の提供
- ・業務品質の向上とマンパワー依存からの脱却する為に業務標準化・効率化
- ・顧客サービスのさらなる向上の為に全体最適オペレーションの構築

次なる飛躍への布石

次の成長分野である太陽電池用バックシートのグローバル市場における優位性の強化を図るとともに、中・長期的に有望な分野にねらいを定めて研究開発資源を集中的に投入してまいります。

- ・太陽電池用バックシートの新製品の投入と生産能力拡充
- ・光記録媒体分野、ディスプレイ材料分野、環境・エネルギー分野、医療・医薬分野

3. 大規模買付ルールの内容

(1) 意向表明

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称および住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要並びに、「大規模買付ルール」に従う旨の誓約を明示した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

(2) 情報提供

次に、当社取締役会は、かかる意向表明書の受領後7営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社への提供を求める必要情報のリストを交付します。大規模買付者に提供を求める情報は、当社株主の皆様の適切な判断ならびに当社取締役会および「4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」で後述する独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）による適切な評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）とします。大規模買付者には、本必要情報のリストの受領後速やかに本必要情報を当社取締役会に対し提出していただくこととし、当社取締役会は本必要情報を受領後直ちに独立委員会にも提出します。

(3) 情報提供の内容

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、主な項目は以下のとおりです。

大規模買付者およびそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

大規模買付行為の目的および具体的内容

大規模買付行為における当社株式等の取得対価の算定根拠、取得資金の裏付け並びに資金調達の具体的内容および条件

大規模買付行為の完了後に想定している当社の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、労務政策および資産活用策

大規模買付行為の完了後における従業員、取引先、その他の当社に係る利害関係者に対

する対応方針

なお、大規模買付者に当初提供していただいた情報が、大規模買付行為に関する当社株主の皆様の適切な判断または当社取締役会もしくは独立委員会による適切な評価、検討のための情報として不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求めることがあります。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点でその全部または一部を開示いたします。また、本必要情報の提供が完了したとき、当社取締役会は大規模買付者にその旨通知するとともに、その事実を開示いたします。

(4)評価期間

次に当社取締役会は、大規模買付行為の評価、検討の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買い付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による大規模買付行為の評価、検討、大規模買付者との条件に関する交渉、大規模買付行為に対する意見形成、代替案の立案等のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後に開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は必要に応じ外部専門家の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表します。

(5)交渉・代替案の提示

当社取締役会は、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することがあります。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者により、「大規模買付ルール」が遵守されなかった場合には、独立委員会は取締役会に対して発動の勧告をするものとする。取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。その場合に具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することといたします。なお、対抗措置として新株予約権を発行する場合の概要は下記のとおりとし、かかる新株予約権には対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件などを設けることがあります。

新株予約権の割当の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会において定める割当日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の総数は、定款に規定される発行可能株式総数から発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）総数を控除した数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

発行する新株予約権の総数

発行する新株予約権の総数は、取締役会が定める数とする。取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

新株予約権の払込価額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は、1円以上で取締役会が定める額とする。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

新株予約権の行使条件

大規模買付者等に行使を認めないこと等を行使の条件として定めることがある。詳細については、取締役会において定めるものとする。

新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、新株予約権の行使期間、取得条件その他必要な事項については、取締役会が定めるものとする。

(2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が「大規模買付ルール」を遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。もっとも「大規模買付ルール」が遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合、例えば、

大規模買付行為の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で株式等を当社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

大規模買付行為の目的が、主として会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合

大規模買付行為の目的が、主として会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合

大規模買付行為の目的が、主として会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式等の高値売り抜けをすることにある場合

大規模買付行為の方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで、公開買付等の株式等の買付を行うことをいいます）等の、当社株主の判断の機会または自由を制約し、事実上当社株主に当社の株式等の売却を強要するものである場合
大規模買付行為の結果、当社の従業員・取引先・顧客その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって当社株主全体の利益が著しく毀損されることが合理的な根拠をもって判断される場合

などについては、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るため、例外的に適切と考える方策を取ることがあります。当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を踏まえたうえで、対抗措置を発動することの適否について独立委員会に必ず諮問することとし、かかる独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告することとします。独立委員会の行った勧告は公表することとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動・不発動かどうかを決議し、その内容を公表するものとします。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後、または発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や対抗措置を発動するか否かの判断の前提になった事実関係等に変動が生じた場合は、当社取締役会は独立委員会に諮問・勧告を受け、株主共同の利益を守るために発動した対抗措置を維持することが相当でない判断した場合は、対抗措置を中止または発動の停止をするものとし、その内容を公表いたします。

5. 独立委員会

当社取締役会は、「大規模買付ルール」を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを排除するため、独立委員会を設置します。独立委員会は、弁護士・公認会計士・学識経験者・実績ある会社経営者等、当社取締役会で選任された委員3名以上で構成されます。

当社取締役会は、意向表明書が提出されたとき、または大規模買付行為の動向が明らかになったときに独立委員会を招集し、大規模買付者が「大規模買付ルール」を遵守しているかどうかのチェックや、対抗措置発動の適否などを諮問し、独立委員会は、次の から の諮問を受けた事項について、原則として取締役会評価期間内に当社取締役会に対し勧告を行います。

大規模買付ルールを遵守しているかどうかの判断

大規模買付行為の該当性の判断

対抗措置の発動または不発動

対抗措置の発動の中止

対抗措置の発動または不発動における各種条件の設定

その他当社取締役会が独立委員会に諮問すべきと決議した事項

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後、または発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を中止したときや対抗措置を発動するか否かの判断の前提になった事実関係等に変動が生じたときは、当社取締役会は独立委員会を招集し、対抗措置の中止や発動の停止の適否などを諮問し、独立委員会は当社取締役会に対し勧告を行います。

独立委員会は、大規模買付者が提供した本必要情報に不足があるとき、または提供された情報につき補足の情報が必要であると判断したときは、直接または当社取締役会を通じ大規模買付者に対し、合理的に必要と考える情報の提供を求めることができるものとします。

独立委員会が上記勧告を行うにあたっては、当社の費用により独立した第三者である専門家の助言を得ることができるものとします。対抗措置の発動または不発動、対抗措置の中止や発動の停止は、最終的には当社取締役会の決定事項となりますが、当社取締役会の決定に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続きを経なければならないものとするにより、独立委員会が取締役会の判断の公正さを確保する手段として機能するよう位置付けています。

6. 株主に与える影響等

(1)大規模買付ルールが株主に与える影響等

「大規模買付ルール」は、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、「大規模買付ルール」の設定は、当社株主の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

(2)対抗措置発動時に株主に与える影響等

当社取締役会は、当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（「大規模買付ルール」を遵守しなかった大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。なお、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、当社は、新株予約権の割当ての基準日や新株予約権の割当ての効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回したり、大規模買付行為の条件等を変更するなどの事情により、対抗措置の中止または発動の停止を取締役会が決議したときは、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止または当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの価値の希釈化は

生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

7. 大規模買付ルールの有効期限

「大規模買付ルール」の有効期限は、平成21年6月24日に開催された定時株主総会の日から翌年の定時株主総会終結時までといたします。また、「大規模買付ルール」を継続する場合は、翌年の定時株主総会決議をもって延長いたします。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は1,448百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月11日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	76,564,240	76,564,240	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	76,564,240	76,564,240		

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

平成18年第1回新株予約権（株式報酬型）

取締役会決議（平成18年8月10日）	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	60 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1
新株予約権の行使期間	平成18年8月26日～平成38年8月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 2、3
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り行使することができる。 の期間に関わらず、以下に定める場合には、定める期間内に限り行使することができる。 ・新株予約権者が平成37年8月25日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成37年8月26日～平成38年8月25日
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数(付与株式数)は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- 3 株式の発行に代えて、当社が保有する自己株式を付与する場合は資本組入額は生じない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注) 1 に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注) 2 に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 5 下記に掲げる議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会が不要な場合は、当社の取締役会の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成19年第1回新株予約権（株式報酬型）

取締役会決議（平成19年8月9日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数（個）	55（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	5,500
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株あたり 1
新株予約権の行使期間	平成19年8月25日～平成39年8月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 （注）2、3
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り行使することができる。 この期間に関わらず、以下に定める場合には、定める期間内に限り行使することができる。 ・新株予約権者が平成38年8月24日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成38年8月25日～平成39年8月24日
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4
新株予約権の取得条項に関する事項	（注）5

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式の数（付与株式数）は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- 3 株式の発行に代えて、当社が保有する自己株式を付与する場合は資本組入額は生じない。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - （1）交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - （2）新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - （3）新株予約権の目的である再編成対象会社の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
 - （4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 5 下記に掲げる議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会が不要な場合は、当社の取締役会の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成20年度第1回新株予約権(株式報酬型)

取締役会決議(平成20年8月8日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	98 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1
新株予約権の行使期間	平成20年8月26日～平成40年8月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2、3
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り行使することができる。 の期間に関わらず、以下に定める場合には、定める期間内に限り行使することができる。 ・新株予約権者が平成39年8月25日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成39年8月26日～平成40年8月25日
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

- (注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数(付与株式数)は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$
- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- 3 株式の発行に代えて、当社が保有する自己株式を付与する場合は資本組入額は生じない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の

新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
 再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の数
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 5 下記に掲げる議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年6月30日		76,564,240		23,201		26,816

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注) モルガン・スタンレー証券株式会社及びその共同保有者5社から平成21年2月6日付で提出された変更報告書により、平成21年1月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができておりません。なお、変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー	594	0.08
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド	1585 Broadway, New York, NY 10036	1,086	0.14
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ビーエルシー	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K.	2,146	0.28
エムエス・エクイティー・ファイナンシング・サービスズ(ルクセンブルグ) エス・アー・エール・エル	8-10 rue Mathias Hardt, L-1717 Luxembourg	0	0.00
モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー	34,866	4.55
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー	One Marina Boulevard #28-00, Singapore 018989	2,128	0.28
計		40,820	5.33

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 969,800		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
	(相互保有株式) 普通株式 51,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 75,484,600	754,846	同上
単元未満株式	普通株式 58,340		同上
発行済株式総数	76,564,240		
総株主の議決権		754,846	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、熊谷産業株式会社所有の相互保有株 84株および当社所有の自己株式 38株が含まれております。

【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己所有株式) リンテック株式会社	東京都板橋区本町 23番23号	969,800		969,800	1.26
(相互保有株式) 熊谷産業株式会社	埼玉県熊谷市万吉3724-1	49,500		49,500	0.06
桜井株式会社	東京都台東区池之端 1丁目2番18号	2,000		2,000	0.00
計		1,021,300		1,021,300	1.33

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	1,440	1,588	1,685
最低(円)	1,234	1,316	1,525

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,328	16,271
受取手形及び売掛金	51,245	47,750
たな卸資産	2 25,897	2 26,992
その他	6,037	5,149
貸倒引当金	275	226
流動資産合計	99,234	95,937
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	23,631	23,887
機械装置及び運搬具(純額)	29,646	30,359
土地	8,672	8,655
建設仮勘定	2,277	1,728
その他(純額)	2,306	2,379
有形固定資産合計	1 66,534	1 67,010
無形固定資産	405	381
投資その他の資産		
その他	9,880	9,687
貸倒引当金	183	162
投資その他の資産合計	9,696	9,525
固定資産合計	76,636	76,917
資産合計	175,870	172,854

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	33,583	29,514
短期借入金	3,034	3,430
未払法人税等	247	267
役員賞与引当金	14	24
受注損失引当金	38	38
その他	8,113	10,379
流動負債合計	45,031	43,655
固定負債		
長期借入金	115	107
退職給付引当金	14,335	14,398
環境対策引当金	60	-
その他	704	764
固定負債合計	15,215	15,269
負債合計	60,247	58,924
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,201	23,201
資本剰余金	26,830	26,830
利益剰余金	70,948	70,707
自己株式	1,033	1,032
株主資本合計	119,946	119,706
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	206	87
為替換算調整勘定	5,268	6,408
評価・換算差額等合計	5,061	6,496
新株予約権	41	41
少数株主持分	696	679
純資産合計	115,623	113,930
負債純資産合計	175,870	172,854

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	52,989	40,955
売上原価	42,278	33,708
売上総利益	10,711	7,246
販売費及び一般管理費	6,794	6,283 ₁
営業利益	3,916	962
営業外収益		
受取利息	49	21
受取配当金	70	29
為替差益	-	147
その他	112	99
営業外収益合計	232	298
営業外費用		
支払利息	24	8
固定資産除却損	73	32
為替差損	416	-
支払補償費	-	19
その他	76	28
営業外費用合計	591	89
経常利益	3,558	1,171
特別損失		
環境対策引当金繰入額	-	60
為替換算調整勘定取崩額	-	132 ₂
特別損失合計	-	192
税金等調整前四半期純利益	3,558	979
法人税、住民税及び事業税	600	150
法人税等調整額	641	215
法人税等合計	1,242	365
少数株主利益又は少数株主損失()	26	5
四半期純利益	2,288	619

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,558	979
減価償却費	2,646	2,518
負ののれん償却額	-	2
退職給付引当金の増減額(は減少)	461	73
貸倒引当金の増減額(は減少)	7	53
受取利息及び受取配当金	120	50
支払利息	24	8
有形固定資産売却損益(は益)	4	2
有形固定資産除却損	57	30
売上債権の増減額(は増加)	1,127	3,232
たな卸資産の増減額(は増加)	2,932	1,501
仕入債務の増減額(は減少)	1,818	3,819
環境対策引当金の増減額(は減少)	-	60
為替換算調整勘定取崩額(は益)	-	132
その他	2,007	2,012
小計	1,442	3,733
利息及び配当金の受取額	115	43
利息の支払額	23	9
法人税等の支払額	1,306	-
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	-	225
営業活動によるキャッシュ・フロー	228	3,542
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	338	324
定期預金の払戻による収入	262	210
有形固定資産の取得による支出	4,186	2,900
有形固定資産の売却による収入	5	59
その他	49	44
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,307	2,999
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	4,530	452
配当金の支払額	848	355
自己株式の取得による支出	0	1
その他	63	66
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,617	875
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,163	283
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,624	48
現金及び現金同等物の期首残高	17,314	15,370
現金及び現金同等物の四半期末残高	15,689	15,322

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日至平成21年6月30日)
1 連結の範囲に関する事項の変更 (1)連結の範囲の変更 連結子会社のTAIWAN LINTEC HOLDING, INC.は解散し清算が完了したため、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。 また、米国における子会社の再編に伴い、連結子会社のLINTEC RESEARCH BOSTON, INC.がLINTEC ADVANCED TECHNOLOGIES(USA), INC.に統合されました。 以上により、連結子会社の数は前連結会計年度の21社から2社減少しました。 (2)変更後の連結子会社の数 19社

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日至平成21年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 前第1四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めていた「支払補償費」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第1四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「支払補償費」は10百万円であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間
(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法
当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法
当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。
3. 固定資産の減価償却費の算定方法
固定資産の年度中の取得、売却又は除却等の見積りを考慮した予算に基づく年間償却予定額を期間按分する方法によっております。
なお、定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
4. 経過勘定項目の算定方法
固定費的な要素が大きく予算と実績の差異が僅少ななものについては、合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっております。
5. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法
法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。また、連結子会社においては、業績の著しい好転または悪化及びその他の経営状況に著しい変化が発生しておらず、かつ、四半期財務諸表上の一時差異等の発生状況について前連結会計年度末から大幅な変動がないため、税引前四半期純利益に、前連結会計年度の損益計算書における税効果会計適用後の法人税等の負担率を乗じて計算する方法によっております。
繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間
(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

(環境対策引当金)

法令に基づいた有害物質の処理など、環境対策に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	104,645百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額	102,741百万円
2 たな卸資産の内訳		2 たな卸資産の内訳	
商品及び製品	8,844百万円	商品及び製品	9,149百万円
仕掛品	9,819百万円	仕掛品	10,457百万円
原材料及び貯蔵品	7,233百万円	原材料及び貯蔵品	7,386百万円
3 偶発債務		3 偶発債務	
金融機関からの借入等に対する債務保証		金融機関からの借入等に対する債務保証	
LINTEC INDUSTRIES(SARAWAK) SDN. BHD.	8百万円	LINTEC INDUSTRIES(SARAWAK) SDN. BHD.	8百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
販売費及び一般管理費の主なもの	1 販売費及び一般管理費の主なもの
運送費及び保管費	運送費及び保管費
給料及び手当	給料及び手当
退職給付引当金繰入額	退職給付引当金繰入額
役員賞与引当金繰入額	役員賞与引当金繰入額
減価償却費	減価償却費
研究開発費	研究開発費
	2 為替換算調整勘定取崩額
	海外連結子会社の解散、清算完了に伴い、同社に係わる「為替換算調整勘定」を取り崩したことに より発生した損失であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金	現金及び預金
預入期間が3ヵ月を超える 定期預金	預入期間が3ヵ月を超える 定期預金
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結会計(累計)期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	76,564,240

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	969,838

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	41

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	377	5	平成21年3月31日	平成21年6月9日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

当社グループの行っておりますデリバティブ取引は、企業集団の事業の運営において重要なものではありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションはありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	粘着関連事業 (百万円)	紙関連事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	40,419	12,570	52,989		52,989
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	6	3,586	3,592	(3,592)	
計	40,426	16,156	56,582	(3,592)	52,989
営業利益	3,053	846	3,900	16	3,916

(注) 1 事業区分は、製品の種類、性質及び販売方法の類似性を考慮し、粘着関連事業と紙関連事業に区分しております。

2 各事業の主な製品

- (1) 粘着関連事業・・・粘着紙・粘着フィルム・半導体関連製品及び機器・光学関連製品
- (2) 紙関連事業・・・剥離紙・剥離フィルム・封筒用紙

3 会計処理基準に関する事項

提出会社の一部の機械装置について、現状のライフサイクルの変化、製品の高度化などに伴い生産設備の使用状況が変化してきていることから、実態に即した耐用年数の見直しを行いました。この変更に伴い、従来の方法に比べ、営業利益が「粘着関連事業」で164百万円、「紙関連事業」で25百万円それぞれ減少しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	粘着関連事業 (百万円)	紙関連事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	31,361	9,593	40,955		40,955
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	11	3,396	3,408	(3,408)	
計	31,373	12,990	44,363	(3,408)	40,955
営業利益	214	741	956	5	962

(注) 1 事業区分は、製品の種類、性質及び販売方法の類似性を考慮し、粘着関連事業と紙関連事業に区分しております。

2 各事業の主な製品

- (1) 粘着関連事業・・・粘着紙・粘着フィルム・半導体関連製品及び機器・光学関連製品
- (2) 紙関連事業・・・剥離紙・剥離フィルム・封筒用紙

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	42,425	7,669	2,894	52,989		52,989
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,843	616	197	4,656	(4,656)	
計	46,269	8,285	3,092	57,646	(4,656)	52,989
営業利益	2,083	1,384	392	3,860	56	3,916

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア・・・・・・・・韓国、中国、台湾、シンガポール、インドネシア、マレーシア

(2) その他の地域・・・・・・・・アメリカ、オランダ、ドイツ

3 会計処理基準に関する事項

提出会社の一部の機械装置について、現状のライフサイクルの変化、製品の高度化などに伴い生産設備の使用状況が変化してきていることから、実態に即した耐用年数の見直しを行いました。この変更に伴い、従来の方法に比べ、「日本」の営業利益が189百万円減少しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	33,760	4,762	2,431	40,955		40,955
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,207	344	185	3,737	(3,737)	
計	36,968	5,106	2,617	44,692	(3,737)	40,955
営業利益	442	543	71	1,057	(94)	962

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア・・・・・・・・韓国、中国、台湾、シンガポール、インドネシア、マレーシア

(2) その他の地域・・・・・・・・アメリカ、オランダ、ドイツ

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	10,615	2,824	13,440
連結売上高(百万円)			52,989
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	20.0	5.3	25.4

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 各区分に属する主な国又は地域
 (1) アジア・・・・・・・・韓国、中国、台湾、シンガポール、インドネシア他
 (2) その他の地域・・・・・・・・北米、欧州、オセアニア他
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	8,032	1,747	9,780
連結売上高(百万円)			40,955
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	19.6	4.3	23.9

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 各区分に属する主な国又は地域
 (1) アジア・・・・・・・・韓国、中国、台湾、シンガポール、インドネシア他
 (2) その他の地域・・・・・・・・北米、欧州、オセアニア他
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,519円76銭	1株当たり純資産額	1,497円58銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	115,623	113,930
普通株式に係る純資産額(百万円)	114,885	113,209
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	41	41
少数株主持分	696	679
普通株式の発行済株式数(千株)	76,564	76,564
普通株式の自己株式数(千株)	969	969
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	75,594	75,594

2. 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	30円28銭	1株当たり四半期純利益	8円20銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	30円27銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	8円19銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 (百万円)	2,288	619
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,288	619
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	75,588	75,594
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)		
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の 算定に用いられた普通株式増加数(千株)	19	21
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益の算定に含まれな かった潜在株式について前連結会計年度末 から重要な変動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成21年5月13日開催の取締役会において、平成21年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	377百万円
1株当たりの金額	5円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成21年6月9日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月12日

リンテック株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前 原 浩 郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 志 村 さ や か

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 林 敏 子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリンテック株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、リンテック株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。
 - 2 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月11日

リンテック株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 志 村 さ や か

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板 谷 秀 穂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリンテック株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、リンテック株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。
 - 2 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていない。